

いじめの防止等の対策に関する基本方針

福島市立蓬萊東小学校

I いじめ問題に関する基本的な考え方

いじめは、人として決して許されない行為である。しかし、どの子どもにも、どの学校（学級）にも起こり得ることから、いじめは現に起きているという基本認識に立ち、学校・教育委員会はもとより、家庭・地域が一体となって、一過性ではなく、継続して未然防止・早期発見・早期対応に取り組まなければならない。

いじめ問題への取組にあたっては、校長のリーダーシップのもと、学校全体で組織的な取組を進める必要がある。特に、「いじめを生まない土壌づくり(学級経営)」に取り組む未然防止の活動は、教育活動のあり方と密接に関わっており、全ての教職員が日々実践することが求められる。

1 いじめとは

「いじめ」とは、児童等に対して『当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの』である。

2 いじめの基本認識

いじめ問題に取り組むにあたっては、「いじめ問題」にはどのような特質があるかを十分に認識し、日々「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期対応」に的確に取り組むことが必要である。

以下の①～⑧は、教職員がもつべきいじめ問題についての基本的な認識である。

- ① いじめは現に起きているという基本認識に立つ。
- ② いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ④ いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤ いじめはその行為の態様により暴行・恐喝・強要等の刑事法規に抵触する。
- ⑥ いじめは教職員の児童生徒観や指導のあり方が問われる問題である。
- ⑦ いじめは家庭教育のあり方に大きな関わりをもっている。
- ⑧ いじめは学校・家庭・地域社会等すべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

3 いじめの防止等の対策のための組織

いじめ防止等の対策のために「学校いじめ対策組織委員会」を編成し、その構成員を次のようにする。

- ①校長 ②教頭 ③教務主任 ④生徒指導主事 ⑤養護教諭 ⑥該当担任

なお、重大事態への対応についてはこの組織を母体として外部人材(SC・SSW・民生児童委員・人権擁護委員・校医等)を加えてチームを編成する。(重大事態調査チーム)

Ⅱ いじめ問題についての取組

【未然防止】

いじめ問題において、「いじめが起こらない学級・学校づくり」など、未然防止に取り組むことが最も重要である。そのためには、「いじめはどの学級にもどの学校にも起こり得る」という認識をすべての教職員がもち、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てる「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む必要がある。児童・保護者の意識や背景、地域・学校の特性等を把握した上で、年間を見通した予防的・開発的な取組を計画・実践する必要がある。

1 子どもや学級の様子を知るために

(1) 教職員の気づきが基本

子どもたちや学級の様子を知るためには、教職員の気づきが大切である。同じ目線で物事を考え、共に笑い、涙し、怒り、子どもたちと場を共にすることが大切である。その中で、子どもたちの些細な言動から、個々の置かれた状況や精神状態を推し量ることができる感性を高めていくようにする。

(2) 実態把握の方法

- ① 普段の生活の中で、日頃から担任は児童とコミュニケーションをとるようにする。
- ② 6月、10月、2月に全校(学級)による「ちょっときかせてアンケート」を実施する。
- ③ 挙げられたアンケート紙のすべてを担任の他、生徒指導主事、管理職が目を通し、必要な対応を講ずる。(重層チェック)
- ④ 普段の生活の中やアンケートから気になる児童に対しては、随時面談する機会をもつ。
- ⑤ 個別懇談(年2回)・授業参観における懇談会(年2回)・教育相談(11月)等において、保護者と話し合う時間をもち、家庭との連携を図りながら児童の実態をとらえる。

2 互いに認め合い、支え合い、助け合う仲間づくりのために

主体的な活動を通して、子どもたちが自分自身を価値ある存在と認め、大切に思う「自尊感情」を感じ取れる「心の居場所づくり」の取組が大切である。

子どもたちは、周りの環境によって大きな影響を受ける。子どもたちにとって、教職員の姿勢は、重要な教育環境の一つである。教職員が子どもたちに対して愛情をもち、配慮を要する子どもたちを中心に据えた温かい学級経営や教育活動を展開することが、子どもたちに自己存在感や充実感を与えることになり、いじめの発生を抑え、未然防止の上での大きな力になる。

(1) 子どもたちのまなざしと信頼

子どもたちは、教職員の一挙手一投足に目を向けている。教職員の何気ない言動が、子どもを傷つけ、結果としていじめを助長してしまう場合がある。教職員は、子どもたちの良きモデルとなり、慕われ、信頼される存在となるようにする。

(2) 心の通い合う教職員の協力協働体制

温かい学級経営や教育活動を学年・学級や学校全体で展開していくためには、教職員の共理解が必要である。互いに学級経営や授業・生徒指導等について、尋ねたり、相談したり、気軽に話ができる職場の雰囲気大切に作る。

(3) 自尊感情を高める学習活動や学級活動、学年・学校行事

授業をはじめ学校生活のあらゆる場面において、他者と関わる機会を工夫し、それぞれの違いを認め合う仲間づくりが必要である。また、教職員の子どもたちへの温かい声かけが、「認められた」と自己肯定感につながり、子どもたちは大きく変化するものである。

(4) 子どもたちの主体的な参加による活動

いじめの防止を訴えたり、解決を図れるような取組をしたりするために、学級活動や児童会等による自発的・自治的な活動を推進する。

<異学年交流> ・ 新入生を迎える会・縦割り班によるかしの木班遊び・児童会活動・運動会等での取組を通して、互いに認め合い、助け合う関係を築く。

3 命や人権を尊重し、豊かな心を育てるために

人権尊重の精神の涵養を目的とする人権教育や思いやりの心を育む道德教育、また、様々なかわりを深める体験活動を充実させる。

(1) 人権教育の充実

いじめは、「相手の人権を踏みにじる行為であり、決して許されるものではない」ことを子どもたちに理解させることが大切である。また、子どもたちが人の痛みを思いやることができるよう、人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を育むとともに、人権意識の高揚を図るようにする。

<教育計画> Ⅲ 指導部計画 → 10 各種教育計画 → (6) 人権教育 [Ⅲ-79]

1 目 標 ※ (1) (2) 略

(3) 「命の大切さ」や「いじめの防止」を理解させるために、学校生活全体で、全職員が力を合わせて取り組んでいく。

2 方 針 ※ (1) (2) (4) (5) (6) 略

(3) いじめや不登校を未然に防ぐために、自分が大切にされているという実感をもたせる。そのために、児童一人一人が十分に活躍し認められる場を設定し、全職員でその指導にあたるようにする。

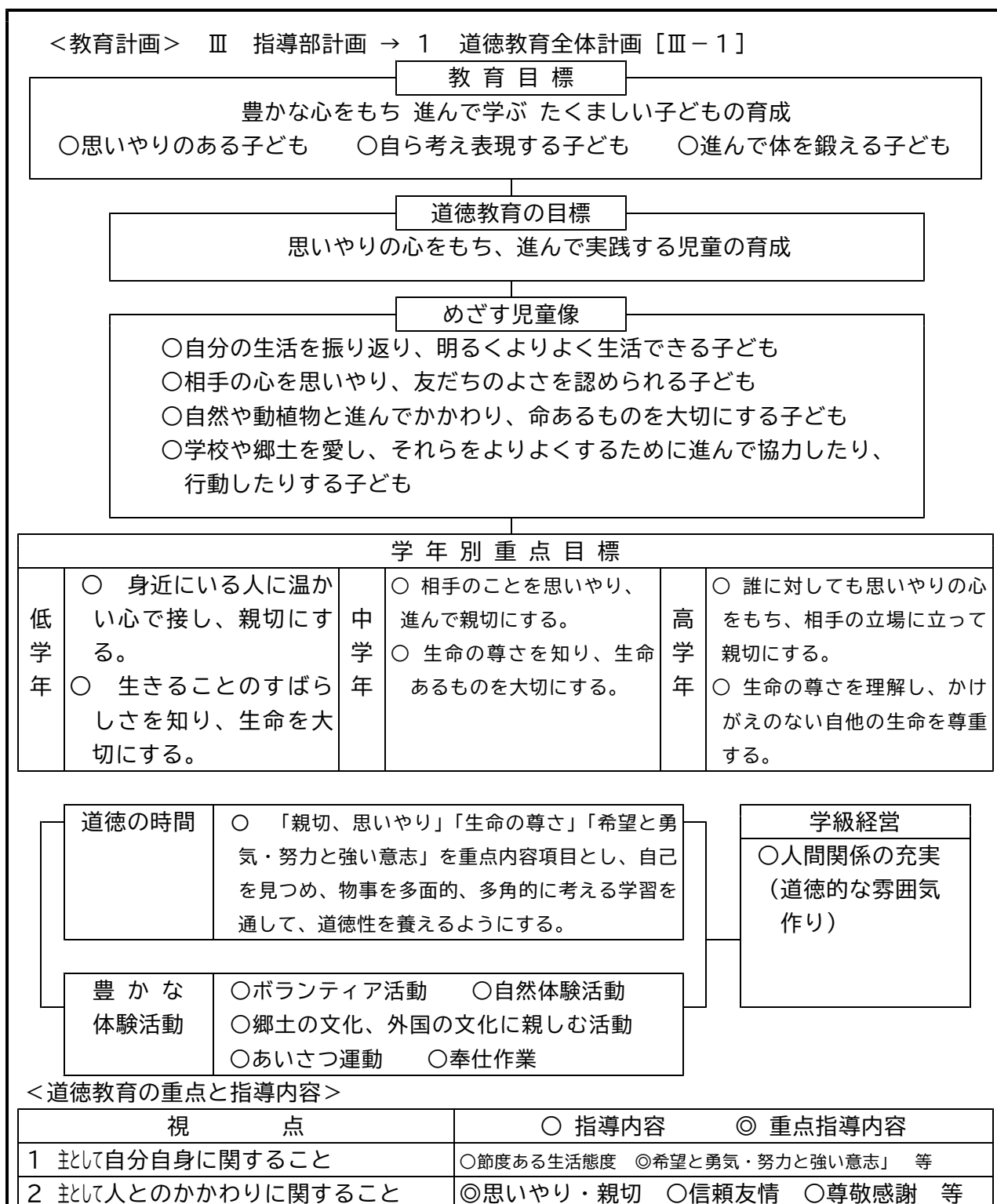
3 実践計画 <略>

活動の時間	活 動 内 容 ※ 指導内容の例
教科・道徳	○ 人権と関わる教材を精選し、効果的な学習をする。 ※ 道徳；生命がかけがえのないものであることを知り、自他の生命を尊重すること。誰に対しても差別することや偏見をもつことなく公正・公平にし、正義の実現に努めること。
特別活動	○ 同学年・異学年児童との集団活動を通して、思いやりの心や相手を尊重する気持ちをもつ。 ※ 学級活動；学級や学校における生活上の諸問題の解決・希望や目標をもって生きる態度の形成・望ましい人間関係の育成を図る。
総合的な学習の時間	○ 情報モラル教育をとおして、コミュニケーション上のルールやマナーについての理解を深める。 ○ 身近にいる様々な人や動植物・自然とふれあうことで相手を理解し、いたわったり大切にしたりしようとする心をもつ。

(2) 道徳教育の充実

未発達な考え方や道徳的判断力の低さから起こる「いじめ」に対し、道徳科の授業が大きな力を発揮する。とりわけ、いじめ問題は、他人を思いやる心や人権意識の欠如から発生するものであり、いじめをしない・許さないという、人として正しい心を育てることが大切である。

子どもたちにとって心が揺さぶられる教材や資料に出合い、人としての「気高さ」や「心遣い」「やさしさ」などに十分に触れ、自分自身の生活や行動を素直に振り返り考えることができれば、いじめは自ずと抑止につながると考えられる。道徳科の授業では、学級の児童の実態に合わせて、題材や資料等の内容を十分に検討した上で取り扱っていく。



3 主として自然や崇高なものとのかかわりに関すること	◎生命の尊重 ○自然愛・動植物愛護 ○敬虔
4 主として集団や社会とのかかわりに関すること	○公正公平・正義 ○家庭愛 ○愛校心 等

(3) 体験活動の充実

子どもたちは、自己と向き合い、他者・社会・自然との直接的なかかわりの中で、生命に対する畏敬の念・感動する心・共に生きる心に自分自身が気づき、発見して体得していくものである。学校において、意識的に発達段階に応じた体験活動を体系的に展開し、教育活動に取り入れていくことが必要である。

<教育計画> Ⅲ 指導部計画 → 7 体験活動全体計画 [Ⅲ-37]

1 目 標

- (1) 他者・社会・自然・環境の中での体験活動をとおり、自分と向き合い、他者に共感することや社会の一員であることを実感することにより、思いやりの心や規範意識を育てられるようにする。
- (2) 体験活動をとおり、社会性や豊かな人間性・基礎的な体力や心身の健康・論理的な思考力の基礎を形成できるようにする。

2 方 針 <略>

3 活動内容

- (1) 地域の人々や異学年児童間の交流
互いに教え合い学び合う活動や地域の人々との意見交換などとおし、他者と協同して問題解決や探究活動を行う。
- (2) 集団宿泊活動・自然体験活動
- (3) 奉仕活動
ボランティアなどの社会奉仕の精神を養う体験が得られるような活動を行う。
- (4) 文化芸術体験活動

4 保護者や地域の方への働きかけ

P T Aの各種会議や保護者会等において、いじめの実態や指導方針等の情報を提供し、意見交換する場を設ける。また、いじめのもつ問題性や家庭教育の大切さを具体的に理解してもらうために、保護者研修会の開催や学校・学年だより等による広報活動を積極的に行う。

【 早 期 発 見 】

いじめは、早期に発見することが、早期の解決につながる。早期発見のために、日頃から教職員と子どもたちとの信頼関係の構築に努めることが大切である。いじめは、教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が子どもたちの小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない認知能力を向上させることが必要である。

1 教職員のいじめに気づく力を高めるために

(1) 子どもたちの立場に立つ

一人一人の子どもを人格のある人間としてその個性と向き合い、人権を守り尊重した教育活

動を行わなければならない。そのためには、人権感覚を磨き、子どもたちの言葉をきちんと受けとめ、子どもたちの立場に立ち、子どもたちを守るという姿勢が大切である。

(2) 子どもたちを共感的に理解する

集団の中で配慮を要する子どもたちに気づき、子どもたちの些細な言動から、表情の裏にある心の叫びを敏感に感じ取れるような感性を高めることが大切である。そのためには、子どもたちの気持ちを受け入れることが大切であり、共感的に子どもたちの気持ちや行動・価値観を理解しようとするカウンセリング・マインドを高めることが必要である。

2 いじめの態様

いじめの態様について、その行為が犯罪行為として取り扱われるべきと認められる場合は、いじめの被害児童を守りとおすという観点から警察・市教委と連携し毅然とした対応をとる。

< 分類 >

< 抵触する可能性のある刑罰 >

- 冷やかしゃからかい・悪口や脅し文句・いやなことを言われる …… 脅迫・名誉毀損・侮辱
- 仲間はずれ・集団による無視 ※刑罰法規には抵触しないが、他のいじめと同様に毅然とした対応が必要
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする …… 暴行
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする …… 暴行・傷害
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする …… 窃盗・器物破損
- いやなことや恥ずかしいこと・危険なことをされたり、させられたりする…強要・強制わいせつ
- パソコンや携帯電話で、誹謗中傷やいやなことをされる …… 名誉毀損・侮辱

3 いじめが見えにくいのは

☆いじめは大人の見えないところで行われる

いじめは大人が目につきにくい時間や場所を選んで行われる。

①無視やメールなど客観的に状況を把握しにくい形態で行われる。(時間と場所)

②遊びやふざけあいのような形態・被害者なのに加害者と仲の良い仲間の一員のような形態等がある。(カモフラージュ)

☆いじめられている本人からの訴えは少ない

いじめられている子どもには、①親に心配かけたくない、②いじめられる自分はダメな人間だ、③訴えても大人は信用できない、④訴えたらその仕返しが怖い、などといった心理が働く。

☆ネット上のいじめは最も見えにくい

ネット上でいじめにあっている兆候は学校ではほとんど見えない。家庭で「メールがあっても出ようとしない」「最近パソコンの前に座らなくなっている」などの兆候があれば、いじめにあっている可能性があることを保護者に伝え、いじめが疑われる場合は即座に学校へ連絡するよう依頼する。

4 早期発見のための手だて

<日々の観察> ～ 子どもがいるところには、教職員がいる ～

休み時間や昼休み・放課後の雑談等の機会に、子どもたちの様子に目を配る。「子どもたちがいるところには、教職員がいる」ことを目指し、子どもたちと共に過ごす機会を積極的に設けることは、いじめ発見に効果がある。

<観察の視点> ～ 集団を見る視点が必要 ～

成長の発達段階からみると、子どもたちは小学校中学年以降からグループを形成し始め、発達の個人差も大きくなる時期でもあることから、いじめが発生しやすくなる。担任を中心に教

職員は、学級内にどのようなグループがあり、そのグループ内の人間関係がどうであるかを把握する。また、気になる言動がみられた場合、グループに対して適切な指導を行い、関係修復にあたるようにする。

<教育相談> ～ 気軽に相談できる雰囲気づくり ～

日常生活の中での教職員の声かけ（チャンス相談）等、子どもが日頃から気軽に相談できる環境をつくることが重要である。それは、教職員と子どもたちの信頼関係の上で形成されるものである。

<いじめ実態調査アンケート> ～アンケートは、実施時の配慮が重要である～

実態に応じて随時実施する。いじめられている子どもにとっては、その場で記入することが難しい状況も考えられる。実施方法については、実情に応じて配慮する。

また、アンケートはあくまでも発見の手立ての一つであるという認識をもつ。

<教育計画> Ⅲ 指導部計画 → 3 生徒指導全体計画[Ⅲ-14] → 10 教育相談実施計画 [Ⅲ-20]

1 ねらい

○ 児童や保護者一人一人と面談することにより、児童のもつ問題に気づき、今後の援助・指導に役立てる。

2 方針

- ① 全職員が共通理解を図り、協力して進める。
- ② 受容的・共感的態度を基盤とした相談活動を積極的に進める。
- ③ 担任及び養護教諭との連携を図りながら解決の方向性を明らかにするように努める。
- ④ 必要に応じスクールカウンセラー（蓬萊中）や各種専門機関との連携を図る。

3 対象 全校児童 及び 保護者

4 実施内容

(1) 教育相談部が計画して推進するもの

- 問題行動をもつ児童へのカウンセリングや教育相談（随時）
- いじめの実態把握のためのアンケート調査（6・11・2月上旬）
- アンケートを基にした教育相談の実施（6・11・2月上旬）※11月は全員に実施

(2) その他、校長が必要と認めるもの、及び学級担任等が必要に応じて行うもの

- ・ 臨時相談
- ・ チャンス相談
- ・ 自発来談
- ・ 学習相談
- ・ 保護者との相談

5 実施上の留意点 <略>

【資料】 『ちょっとときかせてアンケート』実施計画

1 目的 定期的にいじめの実態を把握する。

2 月 日（ ）～ 日（ ）

3 方法

(1) 学級ごとにアンケートの実施 ※児童に対しては、素直な気持ちを気軽に書けるようにするために、いじめに関するアンケートであることはふせて、元気に過ごせるようにするためのアンケートであることを伝える。

(2) 質問事項③～⑧の「はい」に丸をつけた児童について、個別に聞き取りをして、アンケート用紙の裏に概要をメモしておき、今後の指導に役立てる。

(3) 聞き取りをもとに、いじめが疑われるものや判断に迷うものを生徒指導主事に報告する。（ない場合は、なしと報告）

(4) 教頭・校長の判断を得て、いじめに関する対応策について教育相談係を中心に話し合う。

5 相談しやすい環境づくりを進めるために

子どもたちが、教職員や保護者へいじめについて相談することは、非常に勇気がいる行為である。いじめている側から「チクった」と言われて、いじめの対象になったり、さらにいじめが助長されたりする可能性があることを教職員が十分に認識し、その対応について細心の注意を払うようにする。

(1) 本人からの訴えには

○ 心身の安全を保障する

日頃から「よく言ってくれたね。全力で守るからね。」という、教職員の姿勢を伝えるとともに、実際に訴えがあった場合には全力で守る手立てを講ずるようにする。保健室や相談室等の一時的に危険を回避する時間や場所を提供し、担任等を中心に、本人の心のケアに努めるとともに、具体的に心身の安全を保障するようにする。

○ 事実関係や気持ちを傾聴する。

「あなたを信じているよ。」という姿勢で、疑いをもつことなく傾聴する。

※事実関係の客観的な把握にこだわり、状況の聴取だけにならないように注意する。

(2) 周りの子どもからの訴えには

○ いじめを訴えたことにより、その子どもへのいじめが新たに発生することを防ぐため、他の子どもたちから目の届かない場所や時間を確保し、訴えを真摯に受けとめるようにする。

○ 「よく言ってきたね。」とその勇気ある行動を称え、情報の発信元は、絶対に明かさないことを伝え、安心感を与えるようにする。

(3) 保護者からの訴えには

○ 保護者がいじめに気づいた時に、即座に学校へ連絡できるよう、日頃から保護者との信頼関係を築いていく。

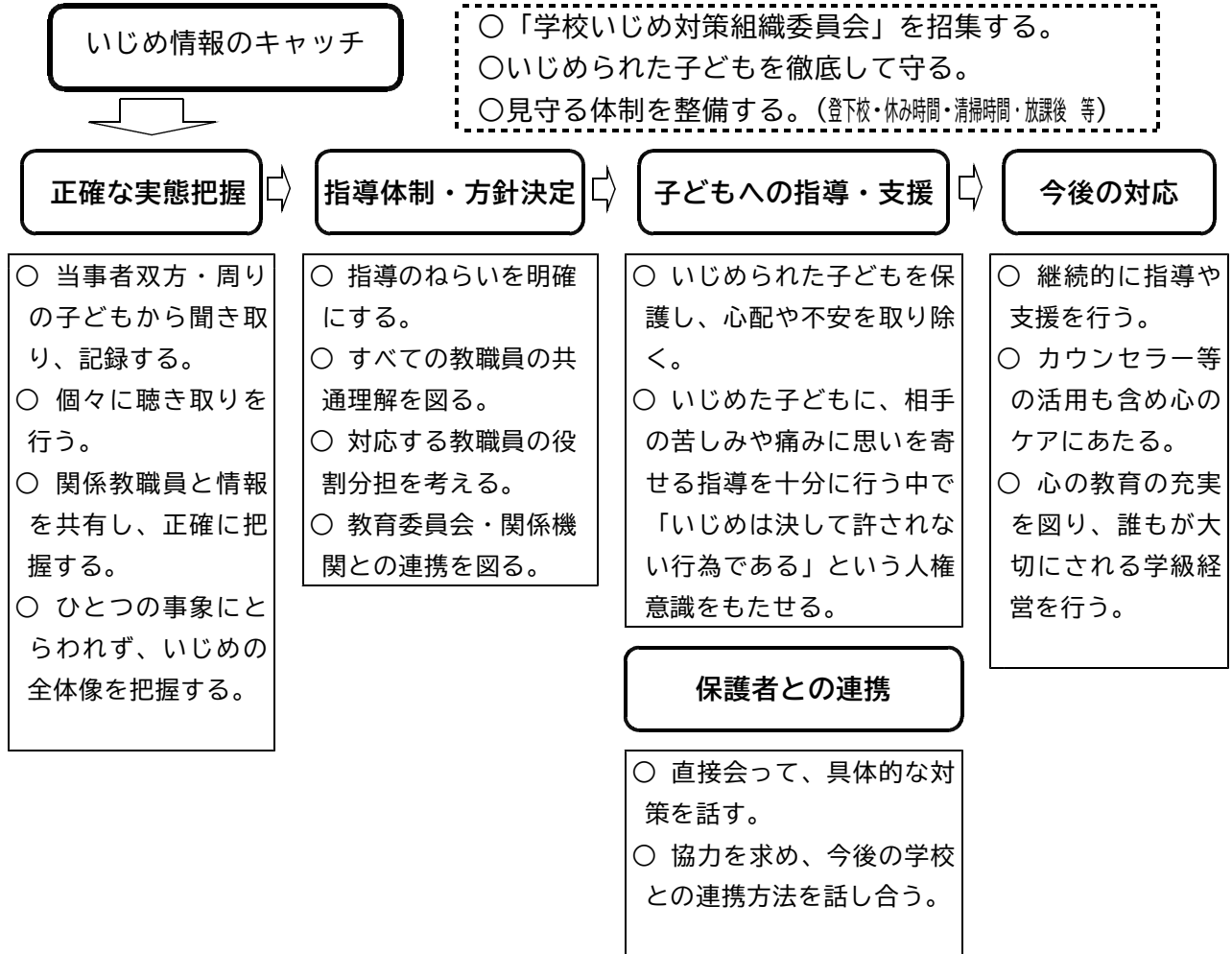
○ 問題が起こった時だけの連絡や家庭訪問では、信頼関係は築けない。問題が起こっていない時こそ、保護者との信頼関係を築いていかなければならない。日頃から、子どもの良いところや気になるところなど、学校の様子について連絡しておくようにする。

○ 子どもの苦手なところやできていない点を一方的に指摘されると、保護者は自分自身のしつけや子育てについて、否定されたと感じることもある。保護者の気持ちを十分に理解して接するようにする。

【 早期対応 】

いじめの兆候を発見した時は、問題を軽視することなく、早期に適切な対応をすることが大切である。いじめられている子どもの苦痛を取り除くことを最優先に迅速な指導を行い、解決に向けて一人で抱え込まず、学年及び学校全体で組織的に対応することが重要である。また、いじめの再発を防止するため、日常的に取り組む実践計画を立て、継続的に見守るようにする。

1 いじめ対応の基本的な流れ



2 いじめ発見時の緊急対応

いじめを認知した教職員は、その時に、その場で、いじめを止めるとともに、いじめに関わる関係者に適切な指導を行わなければならない。あわせて、直ちに学級担任・生徒指導担当に連絡し、管理職に報告する。

校長は「いじめ対策組織委員会」を招集し、いじめの認知判断と対策方針を策定し、各担任へ情報収集の指示を行う。

(1) いじめの被害児童・いじめを知らせた子どもを守りすとおす

○ いじめを受けたことを相談に来た子どもや、いじめの情報を伝えに来た子どもから話を聴く場合は、他の子どもたちの目に触れないよう、場所・時間等に慎重な配慮を行う。また、事実確認は、いじめの被害児童といじめの加害児童をそれぞれ別の場所で行う。

○ 状況に応じて、いじめの被害児童・いじめ情報を伝えた子どもを徹底して守るため、登下校・休み時間・清掃時間・放課後等においても教職員の目の届く体制を整備する。

(2) 事実確認と情報の共有

○ いじめの事実確認においては、いじめ行為を行うに至った経過や心情などをいじめの加害児童から聴き取るとともに、周囲の子どもや保護者など第三者からも詳しく情報を得て、正確に把握する。なお、保護者対応は、複数の教職員で対応し、事実に基づいて丁寧に行うようにする。

○ 短時間で正確な事実確認を把握するため、複数の教職員で対応することを原則とし、管理職等の指示のもとに教職員間の連携と情報共有を随時行う。

把握すべき情報例

- ◇誰が誰をいじているのか？ 【加害者と被害者の確認】
- ◇いつ・どこで起こったのか？ 【時間と場所の確認】
- ◇どんな内容のいじめか？どんな被害を受けたのか？ 【内容】
- ◇いじめのきっかけは何か？ 【背景と要因】
- ◇いつ頃から、どのくらい続いているのか？ 【期間】

要 注 意
子どもの個人情報
は、その取扱いに
十分注意する。

(3) 市教委へいじめ報告書(第1報)を提出し、必要な対応の指示を受ける。

(4) いじめ案件が、重大事態に発展しそうな場合は、市教委へ「いじめ防止」サポートチーム」の派遣を要請する。

3 いじめが起きた場合の対応

「いじめ対策組織委員会」で情報を共有しながら今後の指導計画を立て組織的に対応を図る。

(1) いじめの被害児童に対して

子どもに対して

- 事実確認とともに、まず、つらい今の気持ちを受け入れ、共感することで心の安定を図る。
- 「最後まで守り抜くこと」「秘密を守ること」を伝える。
- 必ず解決できる希望がもてることを伝える。
- 自信をもたせる言葉をかけるなど、自尊感情を低下させないよう配慮する。

保護者に対して

- 発見したその日のうちに、家庭訪問等で保護者に面談し、事実関係を伝える。
- 学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議する。
- 保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止める。
- 継続して家庭と連携を取りながら、解決に向かって取り組むことを伝える。

- 家庭で子どもの変化に注意してもらい、どのような些細なことでも相談するよう伝える。

いじめを訴えた保護者から不信感をもたれる教職員の言葉

- ・ お子さんにも悪いところがあるようです。
- ・ 家庭での甘やかしが問題です。
- ・ クラスにはいじめはありません。
- ・ どこかに相談に行かれてはどうか。

(2) いじめの加害児童に対して

〔子どもに対して〕

- いじめた気持ちや状況などについて十分に聞き、子どもの背景にも目を向け指導する。
- 心理的な孤立感・疎外感を与えないようにするなど一定の教育的配慮のもと、毅然とした対応と粘り強い指導により、いじめが人として決して許されない行為であることやいじめの被害児童の気持ちを認識させる。

〔保護者に対して〕

- 正確な事実関係を説明し、いじめの被害児童や保護者のつらく悲しい気持ちを伝え、よりよい解決を図ろうとする思いを伝える。
- 「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認識させ、家庭での指導を依頼する。
- 子どもの変容を図るために、今後のかかわり方などを一緒に考え、具体的な助言をする。

平素の連携がないため、保護者から発せられる言葉

- ・ いじめられる理由があるのだろう。
- ・ 学校がきちんと指導していれば…。
- ・ ここまで深刻にならないうちに、なぜ連絡してくれなかったのか。

(3) 周りの子どもたちに対して

- 当事者だけの問題にとどめず、学級及び学年・学校全体の問題として考え、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す。
- 「いじめは決して許されない」という毅然とした姿勢を、学級・学年・学校全体に示す。
- はやし立てたり、見て見ぬふりをする行為も、いじめを肯定していることを理解させる。
- いじめを訴えることは、正義に基づいた勇気ある行動であることを指導する。
- いじめに関するマスコミ報道や体験事例等の資料をもとにいじめについて話し合い、自分たちの問題として意識させる。

(4) 継続した指導

- 全教職員で情報を共有し、共通理解のもと被害児童等を守る。
- いじめが解消したと見られる場合でも、引き続き十分な観察を行い、折に触れて必要な指導を継続的に行う。
- 教育相談・日記・手紙等で積極的にかかわり、その後の状況について把握に努める。
- いじめの被害児童の良さを見つけ、ほめたり認めたりして肯定的にかかわり、自信を取り戻させる。
- いじめの被害児童・いじめの加害児童の双方にカウンセラーや関係機関の活用を含め、心のケアにあたる。

- いじめの発生を契機として、事例を検証し、再発防止・未然防止のために日常的に取り組むことを洗い出し、実践計画を立て、いじめのない学級づくりへの取組を強化する。
- いじめの解消については次の状態が確認されたときとする。
 - ① いじめに係る行為が3か月間継続して止んでいる。
 - ② 被害児童が心身の苦痛を感じていないことを本人及び保護者への面談により確認する。
- 「解消している状態」に至った場合でも、いじめの再発の可能性があることに留意して見守りを継続する。

(5) いじめ解消について市教委へ報告書を提出する。

Ⅲ ネット上のいじめの対応

インターネットの特殊性による危険を十分理解した上で、ネット上のトラブルについて最新の動向を把握し、情報モラルに関する指導力の向上に努める必要がある。

未然防止には、子どものパソコンや携帯電話・スマートフォン等を第一義的に管理する保護者と連携した取組を行う必要がある。早期発見には、メールを見たときの表情の変化や携帯電話等の使い方の変化など、被害を受けている子どもが発するサインを見逃さないよう、保護者との連携が不可欠である。

「ネット上のいじめ」を発見した場合は、書き込みや画像の削除等、迅速な対応を図るとともに、人権侵害や犯罪・法律違反など、事案によっては、警察等の専門的な機関と連携して対応していくことが必要である。

1 ネット上のいじめとは

パソコンや携帯電話・スマートフォンを利用して、特定の子どもの悪口や誹謗中傷等をインターネット上のWebサイトの掲示板などに書き込んだり、メールを送ったりするなどの方法により、いじめを行うもの

<ネット上のいじめ>

- メールでのいじめ
- ブログでのいじめ
- チェーンメールでのいじめ
- 学校非公式サイト(学校裏サイト)でのいじめ

2 未然防止のために

学校での情報モラルの指導だけでは限界があり、家庭での指導が不可欠であることから、保護者と綿密に連携・協力し、双方で指導を行う。

保護者等に伝えたいこと

- 子どもたちのパソコンや携帯電話等を第一義的に管理するのは家庭であり、フィルタリングだけでなく、家庭において子どもたちを危険から守るためのルールづくりを行うこと、特に携帯電話を持たせる必要性について検討すること
- インターネットへのアクセスは、「トラブルの入り口に立っている」という認識や、知らぬ間に利用者の個人情報が流出するといったスマートフォン特有の新たなトラブルが起こっているという認識をもつこと
- 「ネット上のいじめ」は、他の様々ないじめ以上に子どもたちに深刻な影響を与えることを認識すること

情報モラルに関する指導の際、児童に理解させるポイント

インターネットの特殊性による危険や子どもたちが陥りやすい心理を踏まえた指導を行う。

<インターネットの特殊性を踏まえて>

- 発信した情報は、多くの人にすぐに広まること
- 匿名でも書き込みをした人は、特定できること
- 違法情報や有害情報が含まれること
- 書き込みが原因で、思わぬトラブルを招き、被害者の自殺だけでなく、傷害など別の犯罪につながる可能性があること
- 一度流出した情報は、簡単には回収できないこと

<教育計画> Ⅲ 指導部計画 → 10 各種教育計画 → (1) 情報教育 ◎情報モラル教育

1 目 標

[Ⅲ-46]

- 情報を発信したり受信したりする際の遵守すべき道徳的事項を身に付けさせる。
- 日常モラルの指導と関連付けた情報モラルの指導を行うことにより、その日常化を図る。

2 内 容

- (1) 制作活動における著作権の尊重について
- (2) コンピュータやネットワークを利用するときのマナーについて
- (3) 電子メールや電子掲示板などを利用するときのマナーについて
- (4) 情報の発信にともなう自分の責任について
- (5) 個人情報の発信について
- (6) 児童生徒が不適切な情報に出合ったときの対処について
- (7) 情報を収集するときの情報の信憑性について
- (8) 著作権の尊重など適切な手続きによる情報の収集の仕方について

3 教育活動における指導の場 <略>

【情報モラルの指導内容・機会】 <概略>

- ① プライバシー・個人情報（3年 総合） ② 肖像権・著作権（6年 総合）
- ③ 情報信頼性と有害情報（3・4年 総合）
- ④ コミュニケーション上のルールとマナー（5年 総合）
- ⑤ 健康上の問題（3年 総合） ⑥ 情報社会のセキュリティー（4・5・6年 総合）

3 早期発見・早期対応のために

☆ 関係機関と連携したネット上の書き込みや画像等への対応

- 書き込みや画像の削除やチェーンメールへの対応等、具体的な対応方法を子ども・保護者に助言し、協力して取り組む。
- 学校・保護者だけでは解決が困難な事例が多いことから、警察等の専門機関との連携が必要である。

<書き込みや画像の削除に向けて>

被害の拡大を防ぐために、専門機関等に相談し、書き込み等の削除を迅速に行う。

※学校非公式サイトでの削除も同様

<指導のポイント>

- ・ 誹謗中傷を書き込むことは「いじめ」であり、決して許される行為ではないこと

- ・ 匿名で書き込みができるが、書き込みを行った個人は必ず特定されること
- ・ 書き込みが悪質な場合は、犯罪となり、警察に検挙されること

<チェーンメールの対応>

<指導のポイント>

- ・ チェーンメールの内容は架空のものであり、転送しないことで、不幸になったり危害を加えられたりすることはないこと
- ・ 受け取った人は迷惑し、友人関係を損ねるので絶対に転送しないこと。内容により「ネット上のいじめ」の加害者になること

IV いじめの重大事態への対処

1 重大事態の定義について

次に掲げる場合には、その事態(以下「重大事態」)に対処し、および当該重大事態と同種の事態に発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者やその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。

- (1) いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- (2) いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

2 重大事態の調査

いじめの重大事態の調査については、被害者側に寄り添った対応を行う。重大事態となるいじめは以下によるが、それらを下回る程度の被害であっても、総合的に判断し重大事態ととらえる場合があることに留意する。

- (1) いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - 児童等が自殺を企図した場合
 - 身体に重大な被害を負った場合
 - 金品等に重大な被害を被った場合
 - 精神性の疾患を発症した場合
 - いじめにより転学等を余儀なくされた場合

※ いじめを原因とした欠席が続き(重大事態の目安である30日には達していない)当該校には復帰ができないと判断し、転学した場合
- (2) いじめにより児童等が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

「相当の期間」とは、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童等が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手する。
- (3) 児童等の保護者から、いじめを受けて重大事態に至ったという申立てがあったとき。
(人間関係が原因で心身の異常や変化を訴える申立て等の「いじめ」という言葉を使わない場合も含む。)

3 重大事態の報告

学校で重大事態が発生したときは、教育委員会を通じて7日以内に市長(総務課)へ報告する。
また、重大事態になることが考えられる場合についても、予め、教育委員会へ報告する。

4 重大事態の調査・報告

重大事態に関する調査は、市の調査委員会、重大事態調査チームが主体となって行う。
不登校重大事態については、学校に設ける調査組織が調査を行う。

V いじめに対する措置

1 いじめを把握したら、何より被害児童等の保護を最優先する。

二次的な問題(不登校、自傷行為、仕返し行動など)の発生を未然に防ぐため、被害児童等の心情を理解し一緒に解決を志向するとともに傷ついた心のケアを行う。その際次のことに留意する

- 「誰も助けてくれない」という無力感を取り払う。
- いじめに立ち向かう支援者として「必ず守る」という固い決意を伝える。
- 大人の思い込みで子どもの心情を勝手に受け止めない。
- 「つらさや願いを語る」ことができる安心感のある関係をつくる。

2 「力になりたいので、何でも言ってほしい。」と被害者のニーズを確認し、危機を一緒にしのいでいくという姿勢に基づき、安全な居場所の確保や加害児童等や学級全体への指導に関する具体的な支援策を提示し、本人や保護者に選択させる。

3 加害児童等への指導及び被害児童等との関係修復を図る。加害児童等の保護者にも協力を要請し、加害児童等が罪悪感うい抱き、被害児童等との関係修復に向けて自分ができることを考えるようになることを目指して働く方を行う。その際、いじめの行為は絶対に求められないという毅然とした態度をとりながらも、加害児童等の成長支援という視点に立って、加害児童等の内面理解に基づいた働きかけをSCやSSWを活用しながら長期的な指導ビジョンをもって行う。

加害児童等へのアセスメントと指導・援助が再発防止の鍵になる。また、指導の事前及び対応過程で被害児童等及びその保護者の同意を得ること、指導の結果を丁寧に伝えるなどの配慮も忘れない。

4 いじめが起きた学級においては、いじめを見ていた児童等には自分の問題として捉えさせ、はやしたてるなど同調していた児童等に対してはいじめに加担する行為であることを指導するとともに、当事者を含め周りの者を含む全員が好ましい集団活動を取り戻すことができるよう、学級全体で話し合う場を設け、いじめの再発防止に努める。

5 これらの対応にあたっては、「学校いじめ対策組織委員会」が中心となり、全教職員の理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携を図りながら推進する。

VI いじめの防止等の対策に関する年間計画

月	学校・関係機関との連携	校内生徒指導委員会	生徒指導協議会
		・生活指導 □教育相談	
4	「公立学校長会議」 ・いじめ対応確認 「公立学校教頭会議」 いじめ対応確認 いじめを認知したら 速やかに市教委へ報告	・「よいこのやくそく」発行 ・「蓬莱地区3つのめあて」確認 ・「月のめあて」への取組(毎月) ・あいさつ指導 ・通学路調査(一人になる区間地 図の作成)	●教育相談の進め方 ●自校の児童等の実態把握、共通理解、自校の「いじめ防止基本方針」確認
5	○「PTA総会」「学校だより」HP等	・正しい言葉遣いの指導 □問題傾向をもつ児童へのカウンセリング(随時)	●問題傾向をもつ児童の共通理解(特別支援教育との共催)情報交換
6	「学校のいじめ防止基本方針」、関係機関との連携について説明	□教育相談(随時) □ちょっと聞かせてアンケート①の実施と結果のまとめ	Q-Uに基づく校内研修会(理解対応策)
7	「校長いじめ対応研修」 「教頭いじめ対応研修」 校長・教頭による教職員への伝達講習	□6月第1回いじめ定期調査 □Q-U一斉実施①(全校児童)	夏季休業中の対応について
8	○第1回個別懇談実施	・夏休み事前指導 ・「夏休みの過ごし方」発行	
9	第1回福島市いじめ問題対策委員会の開催	・夏休みの反省 ・下校・あいさつ指導 □ちょっと聞かせてアンケート②の実施と結果のまとめ	夏季休業明けの対応について
10	Q-U分析結果対応策報告(総教セへ)		
11		□Q-U一斉実施②(全校児童)	●研修会(特支との関連)
12	○第2回個別懇談実施	□教育相談の実施 □12月第2回いじめ定期調査	いじめが起きたと想定した対応シュミレーション研修会
1		・冬休みの事前指導 ・「冬休みの過ごし方」発行 ・冬休みの反省 ・下校・あいさつ指導	
2		□ちょっと聞かせてアンケート③の実施と結果のまとめ	
3	○学校評価 学校のいじめ対応の検証と次年度引き継ぎ事項の確認	□3月第3回いじめ定期調査 ・1年間の反省 ・春休みの事前指導	●年度初めに取り上げた児童の変容について

Ⅶ いじめに対する評価と改善

1. いじめ解消の判断

学校は単に謝罪でもっていじめが解消したと判断せず、少なくとも、以下の2つの要件を満たす場合にいじめ解消と判断する。しかし、これらの要件が満たされていた場合であっても、何をもって「いじめの解消」とするかという点について共通理解が必要である。また、再発の可能性が十分あることを踏まえ、日常的な児童等の観察、心のケア等を行っていく。

また、対応にあたっては、教職員自身が「いじめに耐えることも必要」とか、「いじめられる側にも原因がある」など、いじめを容認する認識に陥っていないか等々を常に自己研鑽・自己点検・確認することが重要である。

(1) いじめに係る行為が解消している。

いじめの被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間（3か月を目安とするが、事案によってはこの限りではない。）継続していること。

(2) 被害児童等が心身の苦痛を感じていない。

いじめを受けているかどうか判断する時点において、被害児童等がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないこと、その際、保護者に対しても確認が行われていること。

2. 「ちょっと聞かせてアンケート」(年間3回の実施)について

学期毎に期間をきめて定期的ないじめの実態を児童に直接アンケートにより調査する。その結果を受けて、調査後、一週間を目安に全児童とは個別に教育相談を行い、いじめを見逃さずに対処するとともにその後の生活に役立てる。

(1) 学級ごとにアンケート実施(質問項目は6つ、その他、担任に伝えたいこと自由記述)

(2) アンケート語の教育相談の実施

※ 聞き取りを基に、いじめが疑われるものや判断に迷うものを生徒指導主事に報告
(結果集計表に記入し、個票とともに、教務→教頭→校長が閲覧する)

(3) 生徒指導協議会での話し合い後に、いじめに関する対応策について「学校いじめ対策組織委員会」で協議し、全職員に結果を報告する。

3. 学校評価アンケート(いじめに係る対応についての評価について)

(1) PTA全体会において本校のいじめ防止基本方針の説明(4月)

・保護者への周知徹底

(2) 評価者への説明と協力依頼(5月)

・学校評議員会

(3) アンケートの実施と結果の分析(12月)

(職員・保護者用6 「日々の教育活動で、いじめの発見・解決への努力をしている。」)

(児童用6 「いじめを行ったり、いじめを受けたりしていません。」)

(4) 結果の公表(3月)

・学校評価の報告

※ 学校は年間いじめの件数が0ならば、そのことを児童・保護者に公表する。

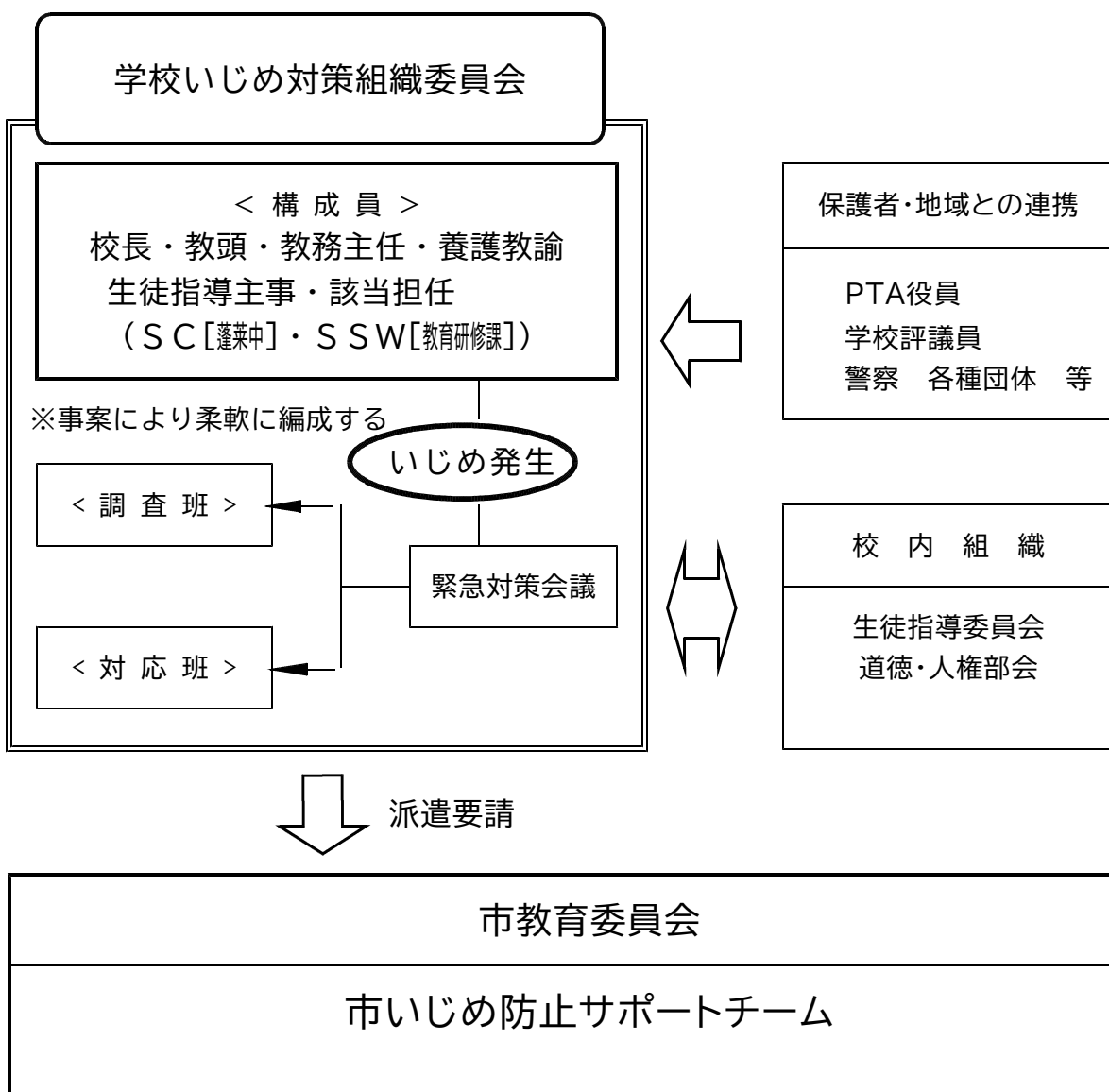
また、学校評価の結果等を受け、学校のいじめ防止基本方針を見直す。

Ⅷ 組織対応マニュアル

【 いじめ問題に取り組む体制の整備 】

いじめ問題への取組にあたっては、校長のリーダーシップのもとに「いじめを根絶する」という強い意志をもち、学校全体で組織的な取組を行う必要がある。そのためには、早期発見・早期対応はもちろんのこと、いじめを生まない土壌を形成するための「予防的」「開発的」な取組を、あらゆる教育活動において展開する必要がある。

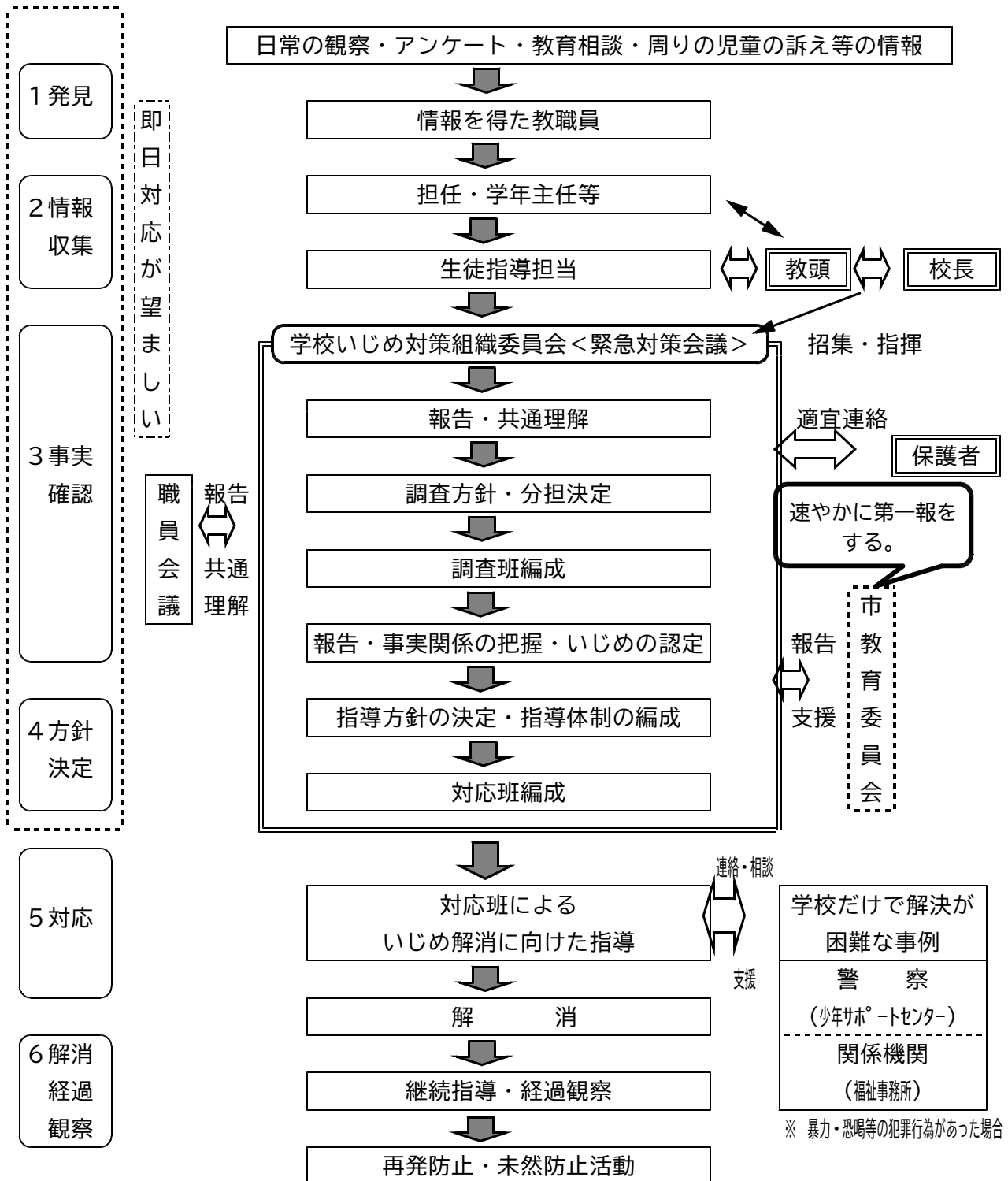
いじめ問題への組織的な取組を推進するため、いじめ問題に特化した機動的な「学校いじめ対策組織委員会」を設置し、そのチームを中心として、教職員全員で共通理解を図り、学校全体で総合的ないじめ対策を行う。



【 いじめが起こった場合の組織的対応の流れ 】

いじめを認知した場合は、教職員が一人で抱え込まず、学年及び学校全体で対応することが大切である。学級担任が一人で抱え込み、配慮に欠ける対応をしたため、児童をよりつらい状況に追い込んでしまい、保護者とのトラブルに発展してしまうことがある。

そういった状況を避けるためにも、校長が学校いじめ対策組織委員会による緊急対策会議を開催し、今後の指導方針を立て、組織的に取り組むようにする。



※ これらの組織的対応の流れは、対応のあり方の基本を示しているものである。いじめの事案の状況に応じて柔軟かつ適切に対応する。

※ いじめの解消に向けて取り組むにあたっては、迅速な対応が大切であることから、いじめの情報が入ってから学校の方針決定に至るまでを、いじめの情報を得たその日のうちに対応することを基本とする。

重篤な場合や被害児童側と加害児童側の意識にずれが生じている場合は、把握した状況をもとに、十分に検討・協議し、慎重に対応する。

★ 生命又は身体の安全がおびやかされるような重大な事案が発生した場合

○ 速やかに教育委員会や警察等の関係機関へ報告する。教育委員会の支援のもと、管理職が中心となり、学校全体で組織的に対応し、迅速に事案の解決にあたる。

○ 事案によっては、学年及び学校のすべての保護者に説明する必要の是非を判断し、必要があれば、当事者の同意を得た上で、説明文書の配布や緊急保護者会の開催を実施する。

○ 事案によっては、マスコミ対応も考えられる。対応窓口を明確にし、誠実な対応に努める。

【 教育委員会・警察・地域等の関係機関との連携 】

学校だけで解決が困難な事案に関しては、教育委員会や警察・地域等の関係機関との連携が不可欠である。連携を図るためには、管理職や生徒指導担当の教員を中心として、日頃から学校や地域の状況についての情報交換などいわゆる「顔の見える連携」が図られるようにする。

1 教育委員会との連携について

学校においていじめを把握した場合には、学校で抱え込むことなく、速やかに教育委員会へ報告し、問題の解決に向けて指導・助言等の必要な支援を受けるようにする。

解決が困難な事案については、必要に応じて教育委員会が主導し、警察や福祉関係者等の関係機関や弁護士等の専門家を交えて対策を協議し、早期の解決を目指すようにする。

2 「出席停止」措置について

いじめを繰り返している児童に対しては、日頃からきめ細やかな指導や教育相談を粘り強く行うことが必要である。しかし、指導の効果があがらず、他の児童の心身の安全が保障されない等の恐れがある場合は、出席停止の措置を含めた対応を検討する必要がある。〈学校教育法35条〉

学校教育法35条

公立の小・中学校において、性行不良であつてとの児童生徒の教育の妨げがあると認める児童生徒があるとき、市町村の教育委員会は、その保護者に対して、児童生徒の出席停止を命じることができる。

1. 他の児童に傷害・心身の苦痛又は財産上の損失を与える行為
2. 職員に傷害又は心身の苦痛を与える行為
3. 施設又は設備を損壊する行為
4. 授業その他の教育活動の実施を妨げる行為

3 警察との連携について

地域の警察との連携を図るために、定期的にまた必要に応じて相互協力する体制を整える。

4 地域等その他の関係機関との連携について

いじめの被害児童のおかれた背景に、保護者の愛情不足等の家庭の要因が考えられる場合には、市福祉課、児童相談所、民生・児童委員等の協力を得ることも視野に入れて対応する。

< 令和5年11月 改訂 >